



土地・家屋の価格などが縦覧できます

固定資産税の納税者の方が所有する土地または家屋について、価格が適正に評価されているかを確認していただくために、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、市内の他の土地または家屋の価格と比較することができます。

期間 4月1日(火)～6月2日(月)

※土・日曜日、祝日を除きます。

時間 8:30～17:00

場所 税務課窓口

縦覧できる方 固定資産税（土地・家屋）の納税者、納税者から縦覧の委任を受けた方

持ち物

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）
- ・委任状（委任を受けた方のみ）

問合せ 税務課 固定資産税係

☎ 55-5368

（本庁舎2階7番窓口）



市制施行20周年記念事業 平川市の魅力を再発見！ 「農業写真コンテスト」 を開催します

市の基幹産業である「農業」について広くPRするとともに、より興味をもってもらうため、写真コンテストを開催します。

コンテストでは、市内で撮影された農業・農村風景に関連した写真を募集し、入賞作品は、ポスターやのぼり旗などに活用させていただきます。

募集開始は、5月以降を予定していますが、既に撮影してあるものやこれから撮影するもの全て対象となりますので、関心のある方はご準備をお願いいたします。

※募集要項については今後改めてお知らせします。

問合せ 農林課 農政係

☎ 55-5898

（本庁舎3階18番窓口）



「春のわくわくおはなし会」 を開催します

春の季節に合ったおはなし会を開催します。奮ってご参加ください。

日時 4月19日(土) 14:00～

場所 平川市文化センター2階
中研修室

対象 市内幼児と小学生

募集人員 100名

※定員になり次第締め切ります。

申込期限 4月11日(金) 17:00まで

問合せ・申込み 平賀図書館

☎ 44-7665



平川市オレンジカフェ 「ささえあい」を開催します

オレンジカフェ「ささえあい」は、認知症の方やそのご家族、認知症に関心のある方が、相談したり交流できる場所です。毎月1回のペースで開催しています。

日時 4月23日(水)

13:00～15:00

場所 本庁舎1階 ひらかわぷれいす「アヴェッサ」

参加費 無料

内容 津軽弁でACP（人生会議）を疑似体験しよう～どせばいい？カードを使ったカードゲームで考える～

講師 社会福祉法人中央福祉会 高橋進一氏、増田里美氏、鎌田由紀氏

問合せ 高齢介護課 地域包括支援係

☎ 55-5374

（本庁舎2階12番窓口）

平川市児童の卒業メッセージがラジオで紹介されます

弘前市のコミュニティラジオ局「FMアップルウェーブ」で、小学校を卒業する6年生児童一人一人が、将来の夢や小学校での思い出などを語る特別番組が放送されます。

未来に羽ばたく子どもたちから元気がもらえる2時間です。お楽しみに！

【特別番組】Memorial Graduation
2025～小学校卒業生のメッセージ～

放送日程 3月20日(木)～23日(日)
19:00～21:00

市内小学校放送日

3月23日(日) 平賀東小学校

問合せ FMアップルウェーブ

☎ 38-0788

シルバー人材センター会員 募集のお知らせ

市内の60歳以上でお仕事をしたい方を募集しています。退職された方、仕事や家事がひと段落したなどで、まだまだお元気な方。これまで積み上げてきた大切な経験や能力を「地域の助（すけ）だち」として発揮してみませんか。活動範囲は市内です。

まずは気軽に説明を聞いてご検討ください。下記の日程に加えてご都合にも合わせます。関心のある方、活動について知りたい方、ご連絡お待ちしております。

日時 毎月第3水曜日

10:00～（約1時間）

場所 平賀農村環境改善センター

※詳しくは、ホームページをご覧ください。



問合せ

（公社）平川市シルバー人材センター
☎ 44-7318



今冬の豪雪により発生した 伐採木の処理にお困りの方へ

津軽バイオチップ株式会社では、バイオマス発電の燃料として、庭木や果樹園などの伐採木を工場へ直接持ち込んで頂いた方を対象に木材の買取を行っています。

今冬の豪雪により伐採したりんごの幹などの処理にお困りの方はぜひご活用ください。

買取期間 3月24日(月)(予定)～11月中旬まで

(受入時期はHPへ掲載します)

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:30 ※土・日・祝日休み

買取単価 1,000円/t(1円/kg)

買取規格

- ・りんご樹 剪定枝・幹(根っこ不可)
※長さは30cm以上、太さの制限なし
- ・一般木材(庭木等) 剪定枝・幹(葉っぱ・根っこ不可)
※長さは30cm以上、太さは5cm以上

持ち込みの際の注意事項

- ・荷下ろし作業は各自でお願いします。
- ・金属やビニール、石が混じっているものは、機械の故障の原因となるので持ち込まないでください。

※詳しくは、ホームページをご覧ください。



問合せ 津軽バイオチップ株式会社
☎ 88-6151

松くい虫被害の予防にご協力をお願いします

松くい虫被害とは、マツノマダラカミキリという昆虫によって運ばれるマツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町で被害が確認されています。

この被害を防ぐため、次の3点についてご協力をお願いします。

①伐採に注意

マツノマダラカミキリは、マツ類を伐採した際に発生する臭いに集まる習性があるため、これらの昆虫の活動期(6～9月)には、マツ類を伐採しないようにしましょう。

②未被害地の木の利用を

マツ丸太やマツ苗木を被害地から持ち込むと、松くい虫被害を呼び込む可能性があるため、県内の未被害地のものを利用しましょう。

③葉の変色・枯れ葉に注意

松くい虫被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツ類を見つけたら、下記のいずれかへお知らせください。

問合せ

- ・中津地域県民局地域農林水産部
(4月以降は農林水産事務所となります) 林業振興課
☎ 33-3857
- ・弘前地方森林組合 ☎ 28-3305
- ・農林課 農地林務係
☎ 55-5898
(本庁舎3階18番窓口)



定例労働相談会

個々の労働者と事業主との間に生じた労働問題(解雇・賃金下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会が相談に応じます。

日時

- ・4月3日(木) 13:30～15:30
- ・4月20日(日) 10:00～12:00
- ・5月13日(火) 13:30～15:30

・5月18日(日) 10:00～12:00

場所 青森県労働委員会

(東奥日報新町ビル4階)

対象者 県内の労働者・事業主

対応者 青森県労働委員会委員

その他 費用無料、秘密厳守、随時受付(予約優先)

青森県労働委員会事務局では、上記以外にも、執務時間中、随時労働相談を受け付けています。

労働相談ダイヤル(事務局職員対応)

☎ 0120-610-782

青森県ホームページ

「労働委員会委員による労働相談会」について



問合せ 青森県労働委員会事務局

☎ 017-734-9832

FAX 017-734-8311

青森県消費生活センターからのお知らせ

～代金を払ったのに納車されないトラブルに注意～

中古車販売店で欲しい車が売られていることを知り、早速見に行きました。試乗し、外観なども問題がなかったので、その日のうちに契約し、代金は業者からの求めに応じて全額を前払いしました。しかし、1か月ほどで納車される予定が、様々な理由をつけて、納車日が何度も延期されました。そのうち販売店への電話はつながらなくなり、店に行くとな人の姿はありませんでした。

代金を前払いしたのに、納品されない、サービスが提供されないといった相談が増加しています。代金を前払う際は慎重に判断しましょう。また、信頼できる業界団体に所属する業者を選ぶのも一つの方法です。

困ったときは、消費者ホットライン ☎ 188 に早めに電話をしてください。

問合せ 青森県消費生活センター

☎ 017-722-3343



中南地域県民局県税部からのお知らせ

○県税のキャッシュレス納付

個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割は、インターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」から、クレジットカードやインターネットバンキング等による納付ができるほか、スマートフォンアプリを利用して電子マネー等で納付することができます。※納付時に手数料がかかる場合があります。

※詳しくは、県 HP をご覧ください。



○県税の口座振替制度

口座振替を利用できる県税は、個人事業税（定期賦課分）、法人県民税・事業税（中間申告・確定申告分）、自動車税種別割（定期賦課分）及び軽油引取税（特別徴収義務者申告分）です。詳しくは、各取扱金融機関または中南県税事務所にお問い合わせください。※自動車税種別割の口座振替の令和7年度新規お申込み期限は4月30日（水）です。

※キャッシュレス納付および口座振替制度では、「領収証書」や「口座振替済通知書」、「納税証明書」は発行されません。

※自動車税種別割の納税確認電子化により、「納税証明書」を提示せずに車検を受けることができます。ただし、納税確認が可能となるまでに時間を要しますので、納付後すぐに車検で納税証明書を必要とする場合は、金融機関や県税事務所窓口、コンビニエンスストアでの納付をお願いします。

○自動車税種別割の住所変更届

自動車税種別割の納税通知書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所にお送りしています。転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりませんが、事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。



問合せ 中南地域県民局 県税部
納税管理課 ☎ 32-4341

2025 年度 国家公務員「国税専門官採用試験」（大学卒業程度）のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

受験資格

- ・平成7年4月2日から平成16年4月1日生まれの方
- ・平成16年4月2日以降生まれの方で次に掲げるもの
 - ①大学（短大を除く。）を卒業した者及び令和8年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

受験申込受付期間 2月20日（木）から3月24日（月）まで

受験申込方法 インターネット申込み

※国家公務員試験採用情報 NAVI



第1次試験日 5月25日（日）

問合せ

- ・仙台国税局人事第二課試験研修係
☎ 022-263-1111（内線 3236）
- ・人事院東北事務局
☎ 022-221-2022



自衛官採用案内

①一般幹部候補生（大卒程度）

資格 ・22歳以上26歳未満の方
・20歳以上22歳未満の大卒（見込含む）の方

・修士課程修了者など（見込含む）で28歳未満の方

②一般幹部候補生（院卒者試験）

資格 修士課程修了者など（見込含む）で20歳以上28歳未満の方

③幹部候補生（歯科・薬剤科）

資格 専門の大卒の方（見込含む）で20歳以上30歳未満の方（薬剤科は20歳以上28歳未満の方）

④幹部候補曹

資格 ・20歳以上33歳未満の方
・19歳以上20歳未満で短大卒（見込含む）の方

①～④

受付期限 4月4日（金）

試験日 4月12日（土）・13日（日）

※13日は①、②の海・空飛行要員のみ

⑤キャリア採用幹部

資格 大卒以上の方で2年以上の業務経験のある方

受付期限 5月16日（金）

試験日 6月9日（月）～13日（金）

⑥技術曹

資格 20歳以上で国家免許資格を有する方

受付期限 5月16日（金）

試験日 6月9日（月）～16日（月）

⑦一般曹候補生

資格 18歳以上33歳未満の方

受付期限 5月7日（水）

試験日 5月17日（土）～25日（日）のいずれか1日

⑧予備自衛官補（一般）

資格 18歳以上52歳未満の方

⑨予備自衛官補（技能）

資格 18歳以上で国家免許資格を有する方

⑧、⑨

受付期限 4月8日（火）

試験日 4月6日（日）～20日（日）

⑩医科・歯科幹部

資格 医師・歯科医師の免許取得者

受付期限 5月22日（木）

試験日 6月20日（金）

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 自衛隊弘前地域事務所
☎ 27-3871



猫被害軽減器（超音波式）を貸し出します

飼い猫の放し飼いや野良猫への無責任な餌やりにより、住宅の敷地内や畑などに猫が侵入し、ふん尿をするなどの被害に関する相談が増加しています。市では猫による被害を受けている方に対し、猫の侵入を防ぐための猫被害軽減器（超音波式）を貸し出します。

対象者 市内の所有地または借地に侵入する猫による被害を軽減しようとする市民または市内に事業所を有する方

貸出し期間 30 日以内

貸出し台数 1 世帯または 1 事業所あたり 2 台以内

使用場所 市内の所有地または借地

貸出し費用 無料

※ただし必要な消耗品（1 台あたり単 2 乾電池 4 本）は貸出しを受けた方がご用意ください。

※貸出しから返却の流れなど詳細については、市ホームページをご覧ください。



平川市 HP

○犬や猫の飼い方マナーについて確認しましょう

飼い犬の散歩マナー

- ・散歩する時は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトル等を持ち歩きましょう。
- ・飼い犬が散歩中にしたふんは、必ず家へ持ち帰り始末しましょう。
- ・飼い犬が他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- ・散歩時の引き綱（リード）は犬を制御できる人が引き、周りに迷惑がかからない長さにししましょう。引き綱につながらないで散歩することは、絶対に止めてください。

猫の飼い方マナー

- ・迷子札（飼い主の名前や連絡先を記入した首輪）を付けましょう。
- ・猫は屋内で飼い、交通事故やケガ、病気の感染などを防ぎましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。
- ・野良猫への無責任な餌やりはやめましょう。

問合せ 市民課 生活環境係

☎ 55-5892

（本庁舎 2 階 4 番窓口）



パブリックコメントを実施します

次の条例案がまとまりましたので、市民の皆様から意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

案件 平川市議会議員政治倫理条例（案）

募集期間 3 月 17 日（月）～ 4 月 16 日（水）※最終日必着

閲覧方法 市ホームページまたは次の場所で閲覧ができます。

- ・本庁舎議会事務局
- ・尾上総合支所（尾上地域福祉センター内）
- ・碓ヶ関総合支所
- ・葛川支所

※閲覧は、土日祝日を除く 8：15 ～ 17：00

意見を提出できる方

- ・平川市内に住所を有する方
- ・平川市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・平川市内の事務所または事業所に勤務する方
- ・平川市内の学校に在学する方
- ・平川市に対して納税義務を有する方
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する個人および法人の団体

意見の提出方法 平川市パブリックコメント意見提出様式に、案件名のほか、氏名及び住所（法人などの場合は名称および代表者名、所在地）などを漏れなく記入し、次のいずれかの方法でご提出ください。

意見提出様式は、市ホームページが閲覧場所で入手できます。

- ・郵便 〒036-0104 平川市柏木町藤山 25 番地 6
平川市役所 議会事務局 宛
- ・電子メール gikai@city.hirakawa.lg.jp
- ・FAX 44-6988
- ・議会事務局へ持参

意見提出の際のご注意

- ・電話などでの口頭のご意見はお受けできません。
- ・記入漏れがある場合は受付できません。
- ・お寄せいただいたご意見について個別の回答はできません。

結果の公表 氏名・住所を除き、結果を集約したものを市ホームページに掲載します。

問合せ 議会事務局

☎ 55-5792

（本庁舎 4 階）





各種児童手当を受給される皆さんへ

○児童手当

支給時期 「年6回・偶数月」に前月分までの2か月分を支給

高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。

児童が進学などにより他市区町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。

支給額（児童1人当たり月額）

児童の年齢	手当月額
3歳未満	15,000円（第3子以降は30,000円）
3歳以上高校生年代まで	10,000円（第3子以降は30,000円）



※「第3子」のカウント対象は大学生年代（22歳到達後最初の3月31日）までの子です。

受給者が監護に相当する世話等をし、生計費を負担している必要があります。

令和6年12月支給分（10・11月分）から児童手当の制度が変わりました

以下に該当する方で、まだ申請していない場合は、3月31日(月)までに申請が必要です。期限を過ぎて申請した場合は、申請月の翌月分からの支給となります。

- ・高校生年代の児童のみ養育している方
- ・大学生年代の子（受給者が監護に相当する世話等をし、生計費を負担している）を含め3人以上の児童を養育している方

公務員の方の手続きについて

児童の生計を維持する程度が高い方が公務員の場合は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向した時は、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。

○児童扶養手当

支給時期 「年6回・奇数月」に前月までの2か月分を支給

父母の離婚・父または母の死亡や障がいなどによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。支給要件に該当する方は申請をすることで受給できます。

支給額が4月分から変更になります

対象児童	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人目	月額 46,690円	月額 46,680円～11,010円（所得に応じて）
2人目以降 （1人につき）	上記金額に11,030円を加算	上記金額に11,020円～5,520円を加算（所得に応じて）

○特別児童扶養手当

支給時期…4月、8月、11月

それぞれ前月分までの手当を支給（11月は8月～11月分）

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

支給額が4月分から変更になります

障がいの程度が1級の場合	月額 56,800円
障がいの程度が2級の場合	月額 37,830円

問合せ 子育て健康課 子ども支援係 ☎ 55-5832（本庁舎2階9番窓口）



行政・人権合同相談 ～お気軽にご相談ください～

行政が行う仕事や手続き、サービスなどについて「こうしてほしい」「困っている」「分からない」ことはありませんか。また、学校や職場、家庭内での問題など日常生活で困っていることはありませんか。そのような時、解決の手助けをするのが行政相談委員と人権擁護委員です。お困りの際はお気軽にご相談ください。

行政・人権合同相談所

開設日 4月18日(金)、6月6日(金)、8月22日(金)
10月24日(金)、12月12日(金)、2月27日(金)

時間 10:00～15:00

場所 【平賀地域】市役所本庁舎
【尾上地域】尾上地域福祉センター
【碓ヶ関地域】碓ヶ関公民館

法務局人権相談所

開設日 月曜日～金曜日 ※祝日や年末年始を除く。

時間 12:00～16:00

場所 青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150

※相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。

委員名	氏名	行政区
行政相談委員	古川 章人	荒田
	葛西 光雄	李平
	小野 照美	古懸
人権擁護委員	小笠原 昭治	広船
	齋藤 千恵子	尾崎
	小山内 宏子	平成
	築館 公二	小和森
	小野 勝一郎	中佐渡
	折登 尚子	猿賀
	神 洋文	三笠
	櫻庭 道子	上町

行政相談委員とは？

総務大臣から委嘱され、行政などについて市民が困っていることや苦情・意見・要望を聞き、その声を関係行政機関に届け、行政サービスの改善につなげています。

人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱され、差別や不当な扱いをされた方の相談を聞き、解決の手助けを行っています。人権のことで困ったときは、一人で悩まず人権擁護委員にご相談ください。人権についての啓発活動も行っています。

どうやって相談するの？

相談は、行政相談委員・人権擁護委員ともに、2か月に1回開設される「行政・人権合同相談所」で応じています。また、人権問題などに関する相談は、青森地方法務局弘前支局でも相談所を開設しています。

問合せ 市民課 市民係 ☎55-5309 (本庁舎2階4番窓口)

国民年金通信



◆令和7年度の国民年金保険料は、月額17,510円です

保険料は、毎年度改定されますが令和7年度は前年度より530円引き上げられ、月額17,510円となります。保険料は日本年金機構から4月上旬に送付される1年分の納付書により翌月の末日までに納めてください。

◆国民年金保険料を前納すると割引があります

国民年金は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引となる「前納割引制度」があります。

※現金納付による6か月・1年の前納用の納付書は4月上旬に送付されます。2年の前納用の納付書の発送はお申込みが必要です。また、現金納付による前納のほか、口座振替やクレジットカード払いによる前納割引制度もあります。

前納の種類	毎月納付する場合	現金納付で前納(割引額)
6か月前納 (令和7年4月～9月分)	105,060円	104,210円 (△850円)
1年前納 (令和7年4月～令和8年3月分)	210,120円	206,390円 (△3,730円)
2年前納 (令和7年4月～令和9年3月分) ※令和8年度保険料を月額17,920円で計算	425,160円	409,490円 (△15,670円)

問合せ 弘前年金事務所 ☎27-1339

市民課 市民係 ☎55-5309 (本庁舎2階4番窓口)